

委員会発案第 1 号

免税軽油制度の継続を国に求める意見書の提出について

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本
荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 17 日提出

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様

提出者 由利本荘市議会産業建設常任委員会
委員長 佐 藤 義 之

(別紙)

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

軽油引取税の課税免除措置、免税軽油制度は、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に大きく貢献しているが、令和6年3月末日で終了する予定となっている。

免税軽油制度は、道路を走行しない機械等に使用される軽油について、軽油引取税を免除する制度であり、農林水産業における作業用機械はもとより、船舶や鉄道など幅広い事業の動力源等に使用される軽油が免税対象となっている。

スキー場産業では、ゲレンデ整備車及び降雪機等の燃料に用いる軽油が免税となっており、この制度が終了することとなれば、事業者は大きな負担を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、スキーやスノーボード等を中心とする冬季における観光産業のみならず、地域経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

索道事業に係る免税軽油制度を継続すること。

令和5年3月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 伊藤 順 男